# 第4 地方交付税関係

# 平成28年度普通交付税(市町村分)について

#### 1 当初算定

#### (1) 本県市町村分の算定結果

軽井沢町を除く76市町村に2,317億243万円が交付された。これは前年度(当初)に比べ74億9,712万4千円(3.1%)の減となった(全国市町村分は3.3%の減)。臨時財政対策債発行可能額を加えた額は2,652億1,099万8千円、前年度(当初)に比べ142億6,831万1千円(5.1%)の減となった(全国市町村分は6.0%の減)。

### (2) 主な算定方法の改正点

- ① 地方財政計画に計上された「重点課題対応分」(2,500億円)に対応し、「自治体情報システム構造改革推進事業」については1,381億円(うち市町村分は1,042億円)、「高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進」については401億円(すべて市町村分)、「森林吸収源対策等の推進」については367億円(うち市町村分は212億円)が算定された(算定額2,149億円。この他、特別交付税により配分)。
- ② 本年度の算定から平成27年国勢調査人口を用いることに伴い、人口減少団体の交付税が 急激に減少しないようにするための措置(人口急減補正)が拡充された(市町村分は対象 となる団体が人口減少率 ▲1.9%未満の団体まで拡充)。
- ③ トップランナー方式(歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組)について、検討対象の23業務のうち16業務について、民間委託等の状況を踏まえ、算定に反映された。
- ④ 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、その他教育費や保健衛生費等について、人口密度等による需要の割り増しを行った(平成28年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映)。

## (3) 臨時財政対策債発行可能額

地方財源の不足に対処するため平成26年度からの3年間、地方財政法第5条の特例として発行された(平成13年度から平成25年度の間においても、同様に発行)。臨時財政対策債発行可能額の配分割合については、財源不足が生じている地方団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出する「財源不足額基礎方式」により算出された。

なお、県内市町村分の発行可能額は335億856万8千円で、前年度に比べ、67億7,118万7千円 (16.8%) の減となった。

#### (4) 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填

するため、各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定された。な お、地方特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方公共団体が交付対 象となる。